

【補充原則 4-11① 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方ならびに取締役候補者の選任に関する方針・手続】

当社は、以下のとおり、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方について NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドラインで定め、当該考え方の下、取締役候補者の選任に関する方針・手続に基づき、取締役候補者を選任します。

NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン

(取締役会および各委員会の体制)

第 9 条第 1 項

取締役会は、グローバルに及ぶ当社グループの事業運営を背景に、技能、知識、専門性、経験等をグループの経営目的、戦略に照らしバランス良く備え、併せてジェンダー、国際性、職歴、年齢等のバックグラウンドにおいても多様性が確保された取締役で構成されるものとし、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮される適切な員数を維持します。

第 9 条第 2 項

取締役会を構成するメンバーの過半数は、第 13 条第 1 項に定める独立社外取締役で構成されるものとします。

同第 9 条第 7 項

指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、それぞれその過半数が独立社外取締役で構成されるものとし、取締役会の決議により選定されます。また、監査委員会の委員のうち、少なくとも 1 名については、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者の中から選定されます。

取締役候補者の選任に関する方針・手続

4 名の独立社外取締役および 1 名の代表執行役を兼務する取締役で構成される指名委員会、取締役候補者を選任し、その内容を定時株主総会に議案として提出します。当該選任にあたり、特に独立社外取締役については、エグゼクティブ・サーチ会社等の協力を得、幅広いプールの中から候補を探します。その選任の基準は以下のとおりです。

[人格、識見、リーダーシップ]

1. 人格に優れ、高い倫理観を有していること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 職務遂行上健康面で支障のないこと
4. 経営に関し洞察力に優れ、客観的判断能力を有すること

5. リーダーシップを発揮した経験に富み、チーム志向を備えていること

[重要な利害関係の不在]

6. 当社グループの事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと（「社外取締役の独立性」については別に定める。）

[スキル/ 専門性]

7. グローバルまたは多国籍事業環境での経験が豊富でかつ/または市場、技術、会計、法務、人材の育成、その他、そのときどきの現状においてグループの置かれている状況、戦略等を踏まえて必要若しくは望まれるスキルに関し、当社グループが必要とする専門性を備えていること

[コミットメント]

8. 取締役会や自身がメンバーとなる委員会等への参加のための十分な時間が確保でき、指名、監査および報酬の三委員会のいずれかの委員となる場合は、その職務を遂行する資質を有していること

* 社 外 取 締 役 独 立 性 基 準 :

<http://www.nsg.co.jp/~media/NSG%20JP/sustainability/images%20used%20in%2>

[0sustainability%20section/corporate%20governance/CriteriaOfIndependency_J01.aspx](#)